

### 3 非課税承認の取消し

国税庁長官は、寄附財産が寄附を受けた公益信託の受託者の公益信託事務の用に直接供されなくなった場合など一定の事実が生じた場合（その受託者がその寄附財産（その寄附財産の譲渡をした場合には、その譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合などを除きます。）には、非課税承認を取り消すことができることとされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた公益信託の受託者に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課税されます（措法 40②③、措令 25 の 17⑩～⑬、⑮～⑱）。

なお、公益信託の受託者が複数いる場合には、上記の所得税は、その公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下「主宰受託者」といいます。）に課税され、その他の受託者はその所得税につき連帯納付の責任を負うこととされています（措法 40④四）。

非課税承認が取り消された場合における所得税の課税及び非課税承認が取り消されることとなる事実の具体的内容は、次のとおりです。

#### (1) 寄附をした人に対し、所得税が課税される場合

次に掲げる事実が生じたことにより非課税承認が取り消された場合には、寄附をした人に対して、所得税が課税されます（措法 40②、措令 25 の 17⑩～⑱）。

イ 寄附があった日から2年を経過する日までの期間（※1）内に、寄附財産（基金（※2）により管理されているものを除きます。）が寄附を受けた公益信託の受託者の公益信託事務の用に直接供されなかったこと

※1 一定のやむを得ない事情がある場合には、国税庁長官が認める日までの期間（5ページを参照してください。）となります。

※2 「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(ロ)の基金（8ページを参照してください。）をいいます。

ロ 寄附財産が、寄附財産を受け入れた公益信託の公益信託事務の用に直接供される前に、不当減少要件（「1 制度の概要」の「(1)ロ 承認要件」の(ハ)（5ページを参照してください。）に掲げる要件をいいます。(2)イ(ロ)において同じです。）に該当しないこととなったこと

ハ 承認特例に係る申請書を提出した人が、「2 非課税承認のための申請の手続」の「(2)ロ 承認特例の場合」の(ロ)（11ページを参照してください。）の書類の写しを、提出すべき期限までに提出しなかったこと

#### (2) 寄附を受けた公益信託の受託者に対し、所得税が課税される場合

イ 概要

次に掲げる事実（上記(1)に掲げる事実を除きます。）が生じたことにより非課税承認が取り消された場合には、寄附を受けた公益信託の受託者（複数いる場合には、主宰受託者に限ります。）に対して、所得税が課税されます（措法 40③、④四、措令 25 の 17⑬、⑮～⑱）。

(イ) 寄附財産（基金により管理されているものを除きます。）が、寄附財産を受け入れた公益信託の公益信託事務の用に直接供されなくなったこと

※ 寄附を受けた公益信託の受託者から、「公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供し

なくなった場合の届出書（「『租税特別措置法第40条の規定による届出書』の記載のしかた」の「50ページ参照」）及び添付書類の提出があった場合には、原則として、上記(イ)に該当します。

- (ロ) 不当減少要件に該当しないこととなったこと
- (ハ) 承認特例に係る申請書の提出時において、「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(イ)（8ページを参照してください。）に掲げる要件に該当していなかったこと
- (ニ) 承認特例に係る申請書の提出時において、「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(イ)（8ページを参照してください。）に掲げる要件に該当しなくなることが明らかであると認められ、かつ、その提出の後にその要件に該当しないこととなったこと

#### ロ 詳細

公益信託の受託者に対し所得税が課税される場合には、各公益信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用をいいます。以下同じです。）及び固有資産等（公益信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいいます。以下同じです。）ごとにそれぞれ別の者とみなされます（措法40④三）。

この取扱いにより、公益信託の受託者は、固有資産等とは区別して、各公益信託単位で信託資産等について所得税が課税されることとなりますが、その課税に係る計算上、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者（特別）控除、扶養控除及び特定親族特別控除は適用されません（措法40④三）。

これらの控除は、公益信託の受託者の固有資産等に係る所得税のみに適用されます。

#### (参考) 寄附財産の買換えについて

公益信託の受託者が、非課税承認に係る寄附財産を譲渡した場合には、その寄附財産をその公益信託の公益信託事務の用に直接供することができないこととなることから、原則として、非課税承認が取り消されることとなります。

ただし、公益信託の受託者が、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって新たな資産を取得し、かつ、一定の要件を満たすことにより、非課税承認を継続することができる特例等が設けられています。

なお、各特例等の概要や必要となる届出書様式については、「『租税特別措置法第40条の規定による届出書』の記載のしかた」を参照してください。